



平成30年4月24日

各 位

会社名 株式会社アルプス技研
 代表者名 代表取締役社長 今村 篤
 (コード番号:4641 東証第一部)
 問合せ先 取締役経営企画部長 野田 浩
 (TEL. 045-640-3700)

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成30年4月24日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第165条第2項の規定による当社定款の規定及び会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される会社法第156条第1項の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと及びその具体的な方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社は、当社の筆頭株主である有限会社松井経営研究所（以下「松井経営研究所」といいます。）より、その保有する当社普通株式の一部を売却する意向がある旨の連絡を受け、当該株式を取得することは、当社の1株当たり当期純利益（EPS）の向上や株主資本利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながるものと判断し、当該株式の取得を目的とする本公開買付けを実施いたします。

当社は、利益配分につきましては、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして位置づけ、業績に応じた成果配分を目指すとともに、内部留保につきましては、中長期的な企業価値の向上に資する教育及びシステム等の投資に活用しております。株主の皆様への配当は、配当財産の種類は金銭とし、連結ベースで配当性向50%を指標とする利益配分を行っております。さらに、安定的な配当の継続を目指して、業績にかかわらず1株当たり年10円（中間5円、期末5円）の配当を維持することを基本方針としております。また、当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、資本効率の向上を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものです。

このような状況の下、平成29年12月中旬、当社の筆頭株主である松井経営研究所（本日現在で当社普通株式1,685,042株を保有しており、当社発行済株式総数22,496,978株（注）に対する比率は7.49%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、発行済株式総数に対する比率（以下「保有割合」といいます。）の計算において同じとします。）より、その保有する当社普通株式の一部を売却する意向がある旨の連絡を受けました。なお、松井経営研究所は、当社の創業者であり、当社の取締役会長である松井利夫が代表取締役社長を兼務し、松井利夫及び松井利夫の配偶者が議決権の100%を所有する資産管理会社です。

（注）当社は、平成30年1月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。

これを受けて、当社は一時的にまとまった数量の当社普通株式が市場に放出された場合における当社普通株式の流動性を考慮した上での市場価格に与える影響及び当社の財務状況等を総合的に勘案し、当該株式を当社が取得することについての具体的な検討を平成29年12月中旬から開始いたしました。その結果、平成30年2月下旬に、以下のように検討し、判断いたしました。（i）当社が自己株式を買い受けることは、当社の1株当たり当期純利益（EPS）の向上や株主資本利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながるものと判断いたしました。（ii）具体的な自己株式の取得方法については、株主間の平等性、取引の透明性等の観点から、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。（iii）また、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）の

決定については、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いことを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。(iv) さらに、本公開買付けに応募せず、当社普通株式を保有し続ける株主の皆様様の利益を尊重するという観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により買付けることが望ましいと判断いたしました。なお、ディスカウント率につきましては、他社が過去に実施した自己株式の公開買付けの事例を参考とすることといたしました。

上記の検討を踏まえ、当社は平成30年3月上旬に、松井経営研究所に対して、本公開買付けの取締役会決議日(平成30年4月24日)の前営業日(平成30年4月23日)までの一定期間の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値から一定程度のディスカウントとなる価格で本公開買付けを実施した場合の応募について提案したところ、直ちに、松井経営研究所より前向きに検討する旨の回答を得られました。その後、本公開買付け価格及びその決定方法等の具体的な条件について松井経営研究所と複数回に亘り協議を行い、その結果、平成30年4月9日に、松井経営研究所より、本公開買付けの取締役会決議日(平成30年4月24日)の前営業日(平成30年4月23日)までの過去3ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値から15%程度のディスカウントとなる価格にて当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、原則としてその保有する当社普通株式1,685,042株(保有割合:7.49%)の一部である1,600,000株(保有割合:7.11%)を本公開買付けに応募するとともに、本公開買付けに応募しない当社普通株式(応募意向のある上記株式が全部買付けられた場合は、85,042株(保有割合:0.38%))については、今後も継続して保有する方針である旨の回答を得られました。

それを受けて、平成30年4月23日に、本公開買付けの具体的な条件について松井経営研究所と協議いたしました。当社は、平成30年4月24日開催予定の当社取締役会において本公開買付けの実施に関する承認決議が行われることを条件として、平成30年4月23日までの過去3ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値である2,329円(円未満四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。)に対して14.98%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じとします。)のディスカウントとなる1,980円(円未満四捨五入)を本公開買付け価格とすることを松井経営研究所に提案いたしました。その結果、当社が平成30年4月24日に1,980円を本公開買付け価格とする本公開買付けの実施を決議した場合には、松井経営研究所より上記条件にてその保有する当社普通株式1,685,042株(保有割合:7.49%)の一部である1,600,000株(保有割合:7.11%)について、本公開買付けに対して応募するとともに、本公開買付けに応募しない当社普通株式(応募意向のある上記株式が全部買付けられた場合は、85,042株(保有割合:0.38%))については、今後も継続して保有する方針である旨の回答を平成30年4月23日に得られました。

以上を踏まえ、当社は、平成30年4月24日開催の取締役会において、会社法第165条第2項の規定による当社定款の規定及び会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと及びその具体的な方法として本公開買付けを行うこと、並びに取締役会決議日の前営業日(平成30年4月23日)までの過去3ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値である2,329円に対して、14.98%のディスカウントとなる1,980円(円未満四捨五入)を本公開買付け価格とすることを決議いたしました。

なお、本公開買付けにおいては、松井経営研究所以外の株主の皆様にも応募の機会を提供するという観点から、松井経営研究所から応募意向が表明されていた株式数(1,600,000株)の110%の株式数に相当する1,760,000株(保有割合:7.82%)を買付予定数の上限としております。

なお、当社取締役会長である松井利夫は、松井経営研究所の代表取締役社長を兼務しており、本公開買付けに関して特別利害関係を有することから、本公開買付けに関する事前の協議、交渉には、松井経営研究所の立場からのみ参加し、当社の立場からは参加しておらず、かつ、本公開買付けに関する当社の取締役会の審議及び決議には参加していません。

本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金より充当する予定ですが、当社が平成30年3月29日に提出した第37期有価証券報告書に記載された平成29年12月末現在における連結ベースの手元流動性(現金及び預金)は8,370百万円であり、本公開買付けの買付資金に充当した後も、当社の手元流動性は十分に確保でき、当社の財務状況や配当方針に大きな影響を与えることなく、財務の健全性及び安定性を維持できると判断しております。

また、当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、平成30年4月24日開催の取締役会において、当社が本日現在

で保有している自己株式 2,058,300 株（保有割合：9.15%）の一部である 184,200 株（保有割合：0.82%）を、当社取締役（取締役会長及び社外取締役を除く）及び当社社員に割当ててことを決議しております。当該決議のうち、当社取締役（取締役会長及び社外取締役を除く）に対する割当に関しては、平成 30 年 2 月 14 日開催の取締役会で「譲渡制限付株式報酬制度の導入」を決議し、平成 30 年 3 月 28 日開催の当社第 37 回定時株主総会において、「取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件」につきまして承認決議を受け、それに基づき平成 30 年 4 月 24 日開催の取締役会で「譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分」を決議しております。また、当社社員に対する割当に関しては、平成 30 年 3 月 22 日開催の取締役会で「当社社員に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入」を決議し、平成 30 年 4 月 24 日開催の取締役会で「社員向け譲渡制限付株式付与としての自己株式処分」を決議しております。

なお、本公開買付けにより取得する自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	1,760,100 株（上限）	3,484,998,000 円（上限）

(注 1) 発行済株式総数 22,496,978 株

(注 2) 発行済株式総数に対する割合 7.82%（小数点以下第三位を四捨五入）

(注 3) 取得する期間 平成 30 年 4 月 25 日（水曜日）から平成 30 年 6 月 29 日（金曜日）まで

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等

該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

① 取締役会決議	平成 30 年 4 月 24 日（火曜日）
② 公開買付開始公告日	平成 30 年 4 月 25 日（水曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/ ）
③ 公開買付届出書提出日	平成 30 年 4 月 25 日（水曜日）
④ 買付け等の期間	平成 30 年 4 月 25 日（水曜日）から 平成 30 年 5 月 25 日（金曜日）まで（20 営業日）

(2) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 1,980 円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、平成 30 年 2 月下旬に、本公開買付け価格の決定について、(i) 当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いことを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。また、当社普通株式の市場価格として適正な時価を算定するためには、市場株価が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいこと等を勘案し、東京証券取引所市場第一部における、本公開買付けの取締役会決議日（平成 30 年 4 月

24日)の前営業日(平成30年4月23日)の当社普通株式の終値2,530円、並びに同日までの過去1ヶ月間及び過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値(過去1ヶ月間:2,514円、過去3ヶ月間:2,329円)を参考にいたしました。(ii)さらに、本公開買付けに応募せず、当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重するという観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により買い付けることが望ましいと判断いたしました。なお、ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることといたしました。

上記の検討を踏まえ、平成30年3月上旬に、松井経営研究所に対して、本公開買付けの取締役会決議日(平成30年4月24日)の前営業日(平成30年4月23日)までの一定期間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値から一定程度のディスカウントとなる価格で本公開買付けを実施した場合の応募について提案したところ、直ちに、松井経営研究所より前向きに検討する旨の回答を得られました。その後、本公開買付け価格及びその決定方法等の具体的な条件について松井経営研究所と複数回に亘り協議を行い、その結果、平成30年4月9日に、松井経営研究所より、本公開買付けの取締役会決議日(平成30年4月24日)の前営業日(平成30年4月23日)までの過去3ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値から15%程度のディスカウントとなる価格にて当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、原則としてその保有する当社普通株式1,685,042株(保有割合:7.49%)の一部である1,600,000株(保有割合:7.11%)を本公開買付けに応募するとともに、本公開買付けに応募しない当社普通株式(応募意向のある上記株式が全部買付けられた場合は、85,042株(保有割合:0.38%))については、今後も継続して保有する方針である旨の回答を得られました。

それを受けて、平成30年4月23日に、本公開買付けの具体的な条件について松井経営研究所と協議いたしました。当社は、平成30年4月24日開催予定の取締役会において本公開買付けの実施に関する承認決議が行われることを条件として、平成30年4月23日までの過去3ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値である2,329円に対して14.98%のディスカウントとなる1,980円(円未満四捨五入)を本公開買付け価格とすることを松井経営研究所に提案いたしました。その結果、当社が平成30年4月24日に1,980円を本公開買付け価格とする本公開買付けの実施を決議した場合には、松井経営研究所より上記条件にてその保有する当社普通株式1,685,042株(保有割合:7.49%)の一部である1,600,000株(保有割合7.11%)について、本公開買付けに対して応募するとともに、本公開買付けに応募しない当社普通株式(応募意向のある上記株式が全部買付けられた場合は、85,042株(保有割合:0.38%))については、今後も継続して保有する方針である旨の回答を平成30年4月23日に得られました。

以上を踏まえ、当社は、平成30年4月24日開催の取締役会において、本公開買付け価格を取締役会決議日の前営業日(平成30年4月23日)までの過去3ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値2,329円に対して、14.98%のディスカウントとなる1,980円(円未満四捨五入)とすることを決議いたしました。

なお、本公開買付け価格である1,980円は、東京証券取引所市場第一部における、本公開買付けの取締役会決議日(平成30年4月24日)の前営業日(平成30年4月23日)の当社普通株式の終値2,530円から21.74%、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値2,514円から21.24%、同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値2,329円から14.98%、それぞれディスカウントした金額となります。

② 算定の経緯

当社は、平成29年12月中旬、当社の筆頭株主である松井経営研究所より、その保有する当社普通株式の一部を売却する意向がある旨の連絡を受けました。

当社は一時的にまとまった数量の当社普通株式が市場に放出された場合における当社普通株式の流動性を考慮した上での市場価格に与える影響及び当社の財務状況等を総合的に勘案し、当該株式を当社が取得することについての具体的な検討を平成29年12月中旬から開始いたしました。その結果、平成30年2月下旬に、以下のように検討し、判断いたしました。(i)当社が自己株式を買い受けることは、当社の1株当たり当期純利益(EPS)の向上や株主資本利益率(ROE)等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながるものと判断いたしました。(ii)具体的な自己株式の取得方法については、株主間の平等性、取引の透明性等の観点から、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。(iii)また、本公開買付け価格の決定については、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引

所を通じた市場買付けによって行われることが多いことを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。(iv) さらに、本公開買付けに応募せず、当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重するという観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により買い付けることが望ましいと判断いたしました。なお、ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることといたしました。

上記の検討を踏まえ、平成30年3月上旬に、松井経営研究所に対して、本公開買付けの取締役会決議日(平成30年4月24日)の前営業日(平成30年4月23日)までの一定期間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値から一定程度のディスカウントとなる価格で本公開買付けを実施した場合の応募について提案したところ、直ちに、松井経営研究所より前向きに検討する旨の回答を得られました。その後、本公開買付け価格及びその決定方法等の具体的な条件について松井経営研究所と複数回に亘り協議を行い、その結果、平成30年4月9日に、松井経営研究所より、本公開買付けの取締役会決議日(平成30年4月24日)の前営業日(平成30年4月23日)までの過去3ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値から15%程度のディスカウントとなる価格にて当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、原則としてその保有する当社普通株式1,685,042株(保有割合:7.49%)の一部である1,600,000株(保有割合:7.11%)を本公開買付けに応募するとともに、本公開買付けに応募しない当社普通株式(応募意向のある上記株式が全部買付けられた場合は、85,042株(保有割合:0.38%))については、今後も継続して保有する方針である旨の回答を得られました。

それを受けて、平成30年4月23日に、本公開買付けの具体的な条件について松井経営研究所と協議いたしました。当社は、平成30年4月24日開催予定の当社取締役会において本公開買付けの実施に関する承認決議が行われることを条件として、平成30年4月23日までの過去3ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値である2,329円に対して14.98%のディスカウントとなる1,980円(円未満四捨五入)を本公開買付け価格とすることを松井経営研究所に提案いたしました。その結果、当社が平成30年4月24日に1,980円を本公開買付け価格とする本公開買付けの実施を決議した場合には、松井経営研究所より上記条件にてその保有する当社普通株式1,685,042株(保有割合:7.49%)の一部である1,600,000株(保有割合7.11%)について、本公開買付けに対して応募する旨の回答を平成30年4月23日に得られました。

以上を踏まえ、当社は、平成30年4月24日開催の取締役会において、本公開買付け価格を取締役会決議日の前営業日(平成30年4月23日)までの過去3ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値2,329円に対して、14.98%のディスカウントとなる1,980円(円未満四捨五入)とすることを決議いたしました。

なお、当社取締役会長である松井利夫は、松井経営研究所の代表取締役社長を兼務しており、本公開買付けに関して特別利害関係を有することから、本公開買付けに関する事前の協議、交渉には、松井経営研究所の立場からのみ参加し、当社の立場からは参加しておらず、かつ、本公開買付けに関する当社の取締役会の審議及び決議には参加していません。

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	1,760,000株	一株	1,760,000株

(注1) 応募株券等(公開買付けに応募された株券等をいいます。以下同じとします。)の数の合計が買付予定数(1,760,000株)を超えないときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数(1,760,000株)を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。)第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(100株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

(注2) 単元未満株式についても本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主によ

る単元未満株式買取請求権が行使された場合は、当社は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

（注3）発行済株式総数に対する割合 7.82%（小数点以下第三位を四捨五入）

（5）買付け等に要する資金

3,505,000,000円

（注）買付け等に要する資金の金額は、買付代金（3,484,800,000円）、買付手数料、その他本公開買付けに関する新聞公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用についての見積額の合計です。

（6）決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地
みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

② 決済の開始日
平成30年6月18日（月曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに応募する株主（以下「応募株主等」といいます。）（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行い、買付代金からみなし配当に係る源泉徴収税額（注）を差し引いた金額を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

（注）公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

（※）税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（イ）個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者である株式発行法人の資本金等の額（連結法人の場合は連結個別資本金等の額）のうち交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額（以下「みなし配当の金額」といいます。）は配当所得に係る収入金額となります。また、交付を受ける金銭の額からみなし配当の金額を除いた部分の金額は、株式の譲渡所得等に係る収入金額とみなされます。

なお、みなし配当の金額が生じない場合は、交付を受ける金銭の額の全てが株式の譲渡所得等に係る収入金額となります。

みなし配当の金額に対しては、原則として、その金額の20.315%（所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）に基づく復興特別所得税（以下「復興特別所得税」といいます。）：15.315%、住民税：5%）に相当する金額が源泉徴収されます（非居住者については、住民税は徴収されません。）。ただし、個人株主が租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合は、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）を乗じた金額が源泉徴収されます。また、株式の譲渡所得等に係る収入金額から当該株式に係る取得費等を控除した金額は、原則として、申告分離課税の対象となります（国内に恒久的施設を有しない非居住者については、原則として、課税の対象となりません。）。なお、租税特別措置法第37条の14（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）に規定する非課税口座の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等がみずほ証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口

座がみずほ証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

(ロ) 法人株主の場合

みなし配当の金額については、配当等の額となり、原則として、その金額に15.315%（所得税及び復興特別所得税）を乗じた金額が源泉徴収されます。また、交付を受ける金銭の額のうち、みなし配当の金額以外の金額は、有価証券の譲渡に係る対価の額となります。

(ハ) 外国人株主のうち、適用ある租税条約に基づき、当該みなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることができる株主で、かつ、それを希望する株主は、公開買付期間の末日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書をご提出ください。

(7) その他

- ① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

- ② 当社の筆頭株主である松井経営研究所から、本公開買付けに対して、保有する当社普通株式の一部である1,600,000株を応募する旨、また、本公開買付けに対して応募しない当社普通株式85,042株（保有割合：0.38%）については、今後も継続して保有する方針である旨の通知を受けております。
- ③ 当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、平成30年4月24日開催の取締役会において、当社が本日現在で保有している自己株式2,058,300株（保有割合：9.15%）の一部である184,200株（保有割合：0.82%）を、当社取締役（取締役会長及び社外取締役を除く）及び当社社員に割当ててことを決議しております。詳細につきましては、平成30年4月24日付公表の「譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ」及び「社員向け譲渡制限付株式付与としての自己株式処分に関するお知らせ」をご参照ください。

(ご参考) 平成30年4月24日現在の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く）	20,438,678株
自己株式数	2,058,300株